

川口ダム自然エネルギーミュージアム10周年記念事業 企画運営業務概要説明書

1 業務名

川口ダム自然エネルギーミュージアム10周年記念事業企画運営業務

2 業務概要

川口ダム自然エネルギーミュージアムが10周年を迎えるにあたり、記念式典および記念事業を実施する。その実施に際し、企画・準備・会場設営・進行・撤収等の一切の業務を行うものである。なお、事業の実施にあたっては、発注者と綿密な連絡調整の上、関係諸法規を遵守し業務を行うこと。

3 業務内容

(1) 記念式典

ア 開催場所

川口ダム自然エネルギーミュージアム
徳島県那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1
徳島県企業局 川口庁舎1階玄関前（屋外）

イ 開催日時

令和8年11月（下旬の土日祝日を予定）10時30分から1時間以内
（40分程度を想定している）

ウ 参加人数

40名程度（予定）

エ 式次第（案）

- ・主催者、来賓挨拶
- ・新看板除幕式
- ・新マスコット名称発表、命名者表彰式
- ・新コンテンツ紹介

※式典終了後、ミュージアム内覧会を予定している。

オ 記念式典に係る業務内容

- (ア) 式典会場、音響機器類等の設営および当日の運営を行う。
- (イ) 設営は式典開催前日までに完了させること。
- (ウ) 式典の実施に当たって、現地条件に合致した以下の図面を作成すること。
 - ・施設配置図
 - ・配席図
 - ・その他業務遂行のために必要な図面
- (エ) 式典の運営について以下の人員を配備し、進行を行うこと。
 - ・進行管理担当者
 - ・司会者
 - ・音響機器オペレーター
- (オ) 新ミュージアム看板の除幕の設営業務。
- (カ) 駐車場、会場への案内看板の設営業務。
- (キ) 招待者への案内・出欠確認
 - ・発注者が提示する来賓等に対して、案内状送付及び出欠確認を行う。
 - ・送付する招待文案を作成し、発注者と調整すること。
 - ・招待文書の送付・返信に要する費用は委託料に含める。
- (ク) その他、記念式典を行うにあたり必要な業務。

(2) 記念イベント

次の①から③の内容について、記念式典と同日に実施する。

① サイエンスショー

ア 開催場所

式典と同じ場所で行う。

イ 開催日時

式典終了後を予定しているが、詳細な時間について発注者と協議すること。
(開催時間：30分程度)

ウ サイエンスショーに係る業務内容

(ア) 川口ダム自然エネルギーミュージアムや企業局のPRにつながる、相応しいサイエンスショーを実施すること。

(イ) 「水力(ダム)」、「太陽光」、「風力」など、当ミュージアムのテーマである「自然エネルギー」を子供たちが楽しく学べる要素などの演出を行うこと。

(ウ) 演者およびサイエンスショーの演出内容については、発注者と別途協議の上、決定すること。

② レーザーイルミネーション

ア 開催場所

川口ダム湖

※あくあ川口ベース(ミュージアム第2駐車場)周辺からの投影を想定しているが、具体的な場所については、効果的な演出方法を考慮するため、発注者と協議の上、決定すること。

イ 開催日時

式典と同日 17時30分から(15分程度を想定)

※開始時刻については、協議により変更する場合がある。

ウ レーザーイルミネーションに係る業務概要

(ア) 川口ダム湖において、レーザー光と音楽を組み合わせた、幅広い世代に共感が得られるような魅力あるレーザーイルミネーションの演出を行うこと。

(イ) 必要な資機材(音響設備含む)の搬入、設置、撤去を行うこと。

(ウ) 音楽については、発注者と協議により決定すること。また、音楽使用料を含めた著作権等への手続きが必要な場合は、諸手続を行うこと。なお、音楽使用料は委託費に含めること。

(エ) 必要な電源について確保すること。なお、企業局設備のコンセントは使用可能とする。

③ ミュージック花火

ア 打ち上げ場所

川口ダム湖内

※打ち上げに必要な台船については、企業局所有の船を貸与する。

イ 開催日時

式典と同日 17時45分から(15分程度を想定)

※レーザーイルミネーション終了後を想定している。

ウ ミュージック花火に係る業務概要

(ア) 川口ダム湖において、音楽の演出を組み合わせた、本イベントの趣旨に沿った、幅広い世代に共感が得られるような花火打ち上げを行うこと。

(イ) 花火の総数は、500発程度を基準とする。

(ウ) 花火の打ち上げに必要な、資機材(音響設備含む)の搬入、設置、撤去を行う。

- (エ) 音楽については、発注者と協議により決定すること。なお、音楽使用料を含めた著作権等への手続きが必要な場合は、諸手続を行うこと。なお、音楽使用料は委託費に含めること。
- (オ) 必要な電源について確保すること。なお、企業局設備のコンセントは、使用可能とする。
- (カ) 花火打ち上げに関わる関係機関との調整及び許可申請などを行うこと。なお、申請に必要な手数料は、委託料に含むものとする。
- (キ) 花火打ち上げ時に過早発や低空爆発、不点火玉が発生しないよう、全ての作業工程において丁寧で安全な作業を徹底し、安全で安心な花火打ち上げに取り組むこと。また、事故等が発生した場合に早期発見できるよう、花火打ち上げ場所の監視強化を図ること。花火大会終了後、周辺の見回りを行い安全確認を行うこと。
- (ク) 花火の玉皮等の飛散物・落下物については、受注者の責任と費用負担において、イベントエリアの清掃および回収を完了させること。

(3) ドローンによる空撮

ア 業務内容

記念イベント（②レーザーイルミネーション、③ミュージック花火）の実施状況をドローンを用いて空撮を行う。

ドローンで撮影した動画については、川口ダム自然エネルギーミュージアムや企業局SNS等の広報PR動画として活用することを想定しているため、視聴者の心を掴むような映像となるよう撮影を行うこと。

イ その他

- ・撮影した動画データについては、編集可能な汎用性のある電子データで納品すること。
- ・ドローンの操縦については、必要な免許を所持しているとともに、関係機関への協議、必要な申請を行うこと。特に、夜間およびイベント上空の飛行承認手続きを含むこと。
- ・飛行場所が山間部であることから、予行飛行を行うなど、事前に地形の特性を習得すること。
- ・動画に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）は、そのすべてを企業局に帰属するものとする。

(4) その他

- ・記念式典、イベント会場（周辺、駐車場を含む）の安全かつ円滑な運営を図り、会場内の警備、来場者の案内・誘導を行うとともに、各所に適正な人員を配置すること。
- ・記念イベント開催案内用のチラシを作成するとともに、そのデータを提供すること。（チラシ印刷部数50枚）

4 業務報告

業務完了後、以下の成果品を提出すること。

- ・業務完了報告書 1部
- ・代表写真 1部
- ・業務で撮影した画像、動画等の電子データ 1式

5 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に行うものとする。

- (2) 受託者は業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、原則として発注者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
- (4) 那賀町における気象警報の発表その他の状況を勘案し、式典の規模の縮小もしくは中止を行う場合がある。
- (5) 各種損害請求に備えて、必要な保険に加入すること。